

修正案第1号

平成24年10月1日

生駒市議会議長

山田正弘様

発議者 伊木まり子

〃 桑原義隆

〃 山田耕三

議案第64号生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第115条の2及び生駒市議会会議規則第16条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第64号生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案

議案第64号生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

本則に1章を加える改正規定中

- 「(1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員 を
- (3) その他市長が必要と認める者」

- 「(1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 市議会議員 に改める。
- (4) その他市長が必要と認める者」